

女性労働問題研究会

2020 年度総会議案

2020 年 9 月 20 日

目 次

I	2019 年度活動報告（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	運営	2
2	研究活動の企画と会誌の編集	2
3	研究会誌の発行・編集委員会	3
4	会の活性化にむけて	3
5	研究会の主な活動日誌	5
6	2019 年度一般会計決算報告（案）	6
7	2019 年度会計監査報告	7
II	2020 年度活動方針（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	はじめに	8
2	運営	8
3	研究活動の企画と会誌の編集	8
4	研究会誌の発行・編集委員会	9
5	会の活性化にむけて	9
6	名誉会員	10
7	2020 年度役員及び会計監査	10
III	2020 年度一般会計予算（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	【別紙 1】 『女性労働研究』 在庫一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	【別紙 2】 女性労働問題研究会規約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

I 2019年度活動報告(案)

1 運営

1) 総会

2019年9月15日、東洋大学において、第34回女性労働セミナー終了後に開催、45人が参加した。議案はすべて承認され、新体制での運営が始まった。

また、2020年度総会は2020年9月20日に予定したが、新型コロナウイルス感染拡大により、総会は「書面表決」とすることを、7月8日の常任委員会で決めた。

2) 常任委員会及び拡大常任委員会活動

新体制発足後、初年度の活動は、常任委員会（代表・副代表・副代表補佐、計5人）を4回（①2019年10月16日、②2020年3月18日、③2020年7月8日、④2020年7月26日ZOOMによる最初のテスト）開催した。また拡大常任委員会（企画編集と総務財政の委員及びスタッフを加えて14人）を1回（2019年12月25日）開催した。さらに女性労働セミナー開催に当たり、事前打ち合わせ会を、拡大常任委員と講師の合計12人の参加で、開催した（2020年8月12日）。

各会議の開催数をできるだけ少なくし、かつコロナ禍でも連絡を密にするために、メールでの会議やZOOMによるオンライン会議などを活用した。

2 研究活動の企画と会誌の編集

1) 女性労働セミナー

第34回女性労働セミナーは2019年9月15日、東洋大学で開催した。テーマは「女性の労働時間と『働き方改革』」。特に労働時間の現状、課題、展望を課題とした。参加者は最終的に84人（会員54人、非会員30人）と盛況であった。詳しい報告は鷺谷徹氏（中央大学名誉教授）による「女性労働通信」No.58、『女性労働研究』第64号（pp.206-207）を参照していただきたい。

プログラムは以下の通り。

中野麻美氏（弁護士）「国家戦略としての働き方改革と女性労働」／竹信三恵子氏（和光大学名誉教授・ジャーナリスト）「企業ファースト化する日本と女性の労働時間」／山本乃里子氏（全日本教職員組合中央執行委員）「女性教職員の実態からみる教職員の長時間過密労働」／飯島裕子氏（ノンフィクションライター）「女性と副業－はたらく女性の全国センター仕事かけもちアンケートより」／杉本高氏（日本自治体労働組合総連合中央執行委員）「地方公務員法・地方自治法「改正」に伴う＜会計年度任用職員制度＞の問題点と課題」／柚木康子（女性差別撤廃条約実現アクション共同代表）「女性の権利を国際基準に！～解決の道としての国連女性差別撤廃条約＜選択議定書＞」／コーディネーター：中澤秀一氏（静岡県立大学教員）

2) 研究例会

2020年6月20日に立教大学にて開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言延長のため、中止とした。テーマは「フリーランサーとジェンダー」を準備していた。

上記の1の2)の8月12日ZOOMで行ったのは、そのミニ版で、セミナー準備検討会の性格をもたせて、拡大常任委員会メンバーの範囲で実施したものである。

3) 読者会

2020年5月10日東京都南部労政会館で開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、中止となった。講師は中澤秀一氏（静岡県立大学教員）と渡辺利賀氏（全国生協労働組合連合会）に依頼し、最低賃金全国一律1500円に向けての運動についてお話をしていただくことになっていた。

4) サブ研・地域活動

①女性労働年表サブ研は2019年9月に『女性労働研究』第64号掲載の年表と「女性労働2011年以降の年表作成でみてきたもの－職場におけるハラスメントを中心に－」の原稿を提出、校正作業を行った。その後サブ研活動はしばらく休止。

会誌第65号掲載に向けて活動を始めようとしたところ新型コロナウイルスの感染拡大によって、打ち合わせ会場閉鎖、図書館閉鎖となり、情報収集が出来なくなった。各自手探りで情報収集・内容検討、確認して、年表を作成している。

②女性労働問題研究会70周年に関するサブ研究会は第1回2019年9月15日、第2回11月3日、第3回12月5日、第4回2020年1月29日と行い、成果を会誌第64号に発表した（ページ数の調整の為、すべてを掲載出来ず一部を第65号にまわした）。

③ 北海道ジェンダー研究会

- ・憲法カフェ4： テーマ「働き方改革」と労働～若者・女性の視点から～、2019年11月6日（水）、北海道立女性プラザ「女性プラザ祭2019 トークセッション」を開催。2つの報告（報告Ⅰ 三山 雅子 氏（同志社大学社会学部教授）『働き方改革とジェンダー・日本的経営』、報告Ⅱ 佐賀 正悟 氏（さっぽろ青年ユニオン執行委員）『若者の労働実態～さっぽろ青年ユニオンの事例から～』）の後、5つのグループに分かれ、カフェ形式で話し合い。トークセッションの報告は、北海学園大学開発研究所『開発論集』106号へ投稿予定。
- ・隔月でメンバーの研究報告や読書会を開催（詳細略）

3 研究会誌の発行・編集委員会

『女性労働研究』第64号は2020年3月30日、すいれん舎から発行した。

編集委員は8名で、発行に伴う編集委員会は4回開催した。開催日は次の通り。

第1回2019年11月3日、第2回12月5日、第3回2020年1月29日、第4回2月20日。主な編集作業はすいれん舎の編集担当の末松さんに、各自がメールで校正などを送付・確認を繰り返し行った。発行後の編集委員会は新型コロナウイルス感染防止のため、メール編集会議とし、議題はアンケート方式で2回実施し、第5回、第6回、第7回編集委員会に代えた。第64号の感想、反省、第65号の企画に関して全員が回答した。

会誌の販売に関しては、会員の皆様に複数販売を呼びかけ、在庫管理も常任委員会メンバーで分散させた。しかし、コロナ禍で、学会・集会などが全て中止となったため販路がたたれた事は打撃だが、「すいれん舎」の作成したチラシを、第64号に関しては400部頂いて可能な限り活用し、定期購読者1カ所を拡大した。また、執筆者から4部5部と注文があって、販売の協力は一定程度行われた。

4 会の活性化に向けて

1) 交流の場の活用

「女性労働通信」は計画では4回予定したが、3回（No. 58=11月27日、No. 59=5月1日、No. 60=7月30日）にとどまった。

2019年12月から新メーリングリストに移行。コロナ禍での女性労働者のおかれている現状について会員同士の積極的な情報交換のツールとして活用された。会員全員の登録をめざし、さらに積極的な活用を進めていく必要がある。

2) 情報の迅速な発信

2020年1月にHPをリニューアルした。今後も充実をはかる必要がある。メーリングリストについては、上記1)のとおりである。その他、他団体の動きと歩調を合わせ、6月はじめ「政府の新型コロナウイルス対策に対する女性たちからの要請」の要請文提出団体に当会も加わった。

3) 会員の現状

年明けから新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各種学習会・勉強会・研究会等が軒並み中止などにより新会員獲得は、厳しい状況であった。2012年以来発行されていなかった会員名簿を不十分ではあるが発行した。

現会員数は179人。2019年度は、入会者6人、退会者が11人であった。

①性別			③年代別		
	人数	割合 (%)		人数	割合 (%)
女	148	83%	20代	0	0%
男	31	17%	30代	7	4%
総計	179	100%	40代	28	16%
			50代	36	20%
②地域別			60代	36	20%
	人数	割合 (%)	70代	27	15%
北海道	11	6%	80代以上	10	6%
東北	2	1%	不明	35	20%
関東	123	69%	総計	179	100%
甲信越	3	2%			
中部	9	5%			
関西	16	9%			
四国	5	3%			
中国	3	2%			
九州・ 沖縄	7	4%			
総計	179	100%			

4) 財政について

事務委託（毎日学術フォーラム）については、順調に進められた。コロナ禍の下で、読者会、研究例会が中止になったことにより会誌等の広報・販路の機会が減少し、販売が伸び悩んだ。

5) 他団体との連携

- ①日本学術会議社会政策関連学会協議会 2020年6月27日(土)14時～17時、同志社大学今出川キャンパス良心館RY105にて、「経験者が語る修士論文・博士論文完成まで」を始めて関西で開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、中止となった。次年度の計画についても、現時点では未定である。
- ②2019年9月22日に実施された「非正規公務員シンポジウム」の協賛団体となり取り組んだ。

5 研究会の主な活動日誌

月	主な活動	委員会等
9	・第34回女性労働セミナー 2019(9/15) テーマ：「女性の労働時間と『働き方改革』」 於：東洋大学白山キャンパス ・2019年度 総会(9/15)	
10		第1回常任委員会(10/16)
11	・北海道ジェンダー研究会：「憲法カフェ4」(11/6) ・「女性労働通信」No.58発行(11/27)	第1回編集委員会(11/3)
12	・『女性労働研究』第64号編集作業	第2回編集委員会(12/5) 第1回拡大常任委員会(12/25)
1	・『女性労働研究』第64号編集作業	第3回編集委員会(1/29)
2	・『女性労働研究』第64号編集作業 終了	第4回編集委員会(2/20)
3	・『女性労働研究』第64号「『働き方改革』を超える」 発行(3/30)	第2回常任委員会(3/8)
4		
5	・「女性労働通信」No.59発行(5/1)	第5回編集委員会(メールで)
6		
7	・「女性労働通信」No.60発行(7/31)	第3回常任委員会(7/8) 第4回常任委員会(7/26 ZOOMテスト) 第6回編集委員会(メールで)
8	・女性労働セミナー・オンライン打ち合わせ会 (8/12)	第7回編集委員会(メールで)
9	(以下予定) ・2020年度総会(書面表決) ・第35回女性労働セミナー・オンライン開催(9/20) テーマ：「新型コロナと女性フリーランス<雇われない働き方>」	

6 2019年度一般会計決算報告(案)

2019年度 一般会計決算報告(案)			
			2019. 6. 1~2020. 5. 31
収入			
項目	予 算	決 算	備考
会費	1,220,000	1,178,000	
会誌販売代金	350,000	238,866	
事業費等	180,000	195,000	セミナー・懇親会等参加費
銀行利息	10	10	
寄付金	50,000	11,070	カンパ等
収入小計	1,800,010	1,622,946	
前年度繰越金	1,526,117	1,526,117	
合 計	3,326,127	3,149,063	
支出			
項 目	予 算	決 算	
研究会誌費	920,000	915,000	すいれん舎
印刷費	15,000	20,508	コピー・用紙、印刷代
会議費	70,000	64,056	各委員会交通費・会場費
通信費	40,000	34,757	郵送料・宅急便代
事務用品費	5,000	1,114	文房具用品
人件費	11,000	0	アルバイト賃金
編集委員会費	60,000	43,626	交通費、翻訳、事務、会場費
事務委託費	690,000	584,311	毎日学術フォーラム
サ ^ク 研地域活動費	40,000	30,000	地域活動、サブ研等
ホ ^ム ページ関連費	10,000	10,268	プロバイダー使用料、ドメイン料
研究活動費	300,000	249,063	セミナー等の費用
新体制準備会	10,000	6,368	会議室使用料、交通費
予備費	80,000	0	
雑費	0	15,468	SCJ社会政策関連学会協分担金、振込手数料等
支出小計	2,251,000	1,974,539	
次年度繰越金	1,075,127	1,174,524	
合計	3,326,127	3,149,063	
2019年度 特別会計決算報告(案)			
			2019. 6. 1~2020. 5. 31
研究会誌特別会計			
収入		支出	
前年度繰越金	2,296,522	次年度繰越金	2,296,911
利息	386		
合計	2,296,911	合計	2,296,911

会計監査報告

女性労働問題研究会

代表 竹信 三恵子 様

2019年度会計監査を実施した結果、下記の通り報告します。

1. 監査期間 2019年6月1日 ～ 2020年5月31日
2. 実施年月日 2020年8月6日
3. 実施場所 NPO法人かながわ総合政策研究センター
4. 立会人 (会計担当) 小島八重子 佐久間由美子 本山 文子

5. 監査結果

関係領収書綴、振込通知書、預金通帳、現金等を確認、監査しました。

会計は、明瞭に整備され、適正に実施されていることを確認しました。

付帯意見

1. 一部の入金伝票に不備がありました。今後は、領収書類に関して確実に手続きを行うことが必要かと考えます。
2. 収支で見ると、支出が35万円余りオーバーしています。
今年度は、新型コロナの影響で読者会等のイベントを実施できなかったため、収入に関して通常の年度とは異なる形となっていることが影響していると考えられます。次年度以降は、新型コロナウイルスが収束しなかった場合でも、いかに研究会活動を充実させ、収入面での改善を図っていくかについても、検討が必要であると考えます。

2020年8月6日

会計監査

鬼丸 朋子 

木村 敦子 

II 2020年度活動方針(案)

1 はじめに

「働き方改革関連法」が強行採択されて2年あまり、昨年度からすでに進行していた、雇用の不安定、格差、貧困化、自己責任の横行など、男女ともどもに深刻さを増してきている折も折、2020年3月から新型コロナウイルス感染症の拡大に直面し、非正規雇用の女性労働者はもちろん、雇用されない各種働き方の女性を含めて、あらゆる場面で深刻な問題が「見える化」した。従来の各種ハラスメントの横行の中で、2019年5月に「女性活躍推進法等改正法」が可決され、ILOが6月に労働の世界の暴力やハラスメント禁止の初の国際労働基準を採択したが、日本政府がまだ具体化に踏み込まないうちに、コロナ禍は、労働の内外での、暴力やハラスメントの、女性に対する恐ろしい勢いで打撃を、白日の下にさらけ出した。

当女性労働問題研究会は、2019年9月に、新体制に移行して、第1に、財政の悪化、第2に、担い手不足の解消を目指し、新規約をもって会の活動を開始し、かろうじて、会誌第64号の編集を終えた2月が、コロナの襲来とタッチの差であったことは不幸中の幸いであった。

ある意味では、役員や運営体制をスリム化、簡素化しておいたことが、コロナへの対応を容易にした側面もある。常任委員が5名であって、対面でも三密をまぬがれ、ZOOMでの常任委員会も要領よく実施することが出来、会誌発行後の編集委員会は、メールによるアンケート書き込み方式で行って、コロナによる被害を最小限に食い止め、後半の6カ月もむしろ合理的でさえある経験をつみ重ね、新年度の活動に新しく備える経験は蓄積されつつある。

新年度の以下の活動は、その延長で行われることになるが、女性労働者を取りまく課題は、従来とは質的にも異なり、当会にも新たな発想・技術・形態で多くの対応が要求される。幸いこの間MLやHP、Web会議などの活用によって、従来より、全会員の参加の可能性が開けていることにも期待したい。

2 運営

1) 総会

総会は「書面表決」により実施する。結果については、「女性労働通信」No. 61号2020年10月発行予定)で報告する。

2) 常任委員会及び拡大常任委員会活動

昨年度は常任委員会及び拡大常任委員会の運営について、試行錯誤しながら進めてきたが、今年度はさらに効率的に運営できるよう努めていく。また新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、しばらく公営の会議室等が閉鎖・使用制限されると思われるので、対面による会議は極力減らし、メールやZOOMの活用でカバーしていく。

運営体制を補強するため、企画編集委員補助スタッフ及び総務財政委員補助スタッフを増員する。

3 研究活動の企画と会誌の編集

1) 女性労働セミナー

第35回女性労働セミナーは、9月20日立教大学で開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で会場が使用不可となり、安心・安全のためにも従来のスタイルでの開催はあきらめざるを得なくなった。

常任委員会で検討して、初めてのオンライン開催とする事を決定。テーマは「新型コロナと女性

フリーランス〈雇われない働き方〉。

2) 研究例会

会員の研究の中から時宜に適したものを取り上げる。開催時期は6月又は7月を予定。

3) 読者会

『女性労働研究』第65号に掲載されたテーマの中から相談の上決定する。開催時期は会誌発行後2～3カ月内をめどとする。

4) サブ研・地域活動

①女性労働年表サブ研は、従来通り活動する。ZOOM利用やメールでの対応が主となる。

②北海道ジェンダー研は11月第2週目に北海道立女性プラザ「女性プラザ祭2020トークセッション」として憲法カフェ5を開催する。テーマと講師は次の通り。

・テーマ：『コロナ禍で再び見える化した、女性の家庭内無償労働問題について、家事・育児は誰がどう担うのか』

報告Ⅰ NPO北海道ネウボラ代表 五嶋絵里奈氏 演題は未定

報告Ⅱ 北海道ジェンダー研代表 笹谷春美氏「コロナ禍で見える化したジェンダー課題」(予定)

③女性労働問題研究会70周年に関するサブ研は、『女性労働研究』第65号に会誌の総目次No.51～No.63までを掲載し終了する。

④その他 新しいサブ研の掘り起こしを行う。

4 研究会誌の発行・編集委員会

『女性労働研究』第65号は従来通り、すいれん舎から発行する。発行予定は2021年3月末。特集は9月20日開催のオンラインセミナーの内容とする。その他の内容は編集委員に行ったアンケート内容を中心に企画する。

会員の研究テーマや取り組んでいる問題を会誌に反映する。第64号から企画した地域からのニューズレターには、多くの会員が登場できるようにする。

編集委員会の開催はコロナ感染拡大が収まらなければ、メールの利用又はオンライン会議になることを考える。作業の省力化のためには、執筆者の方々に、「執筆要領」と締め切りを守っていただくことを事前にお願ひする。

会誌の販売は購読会員の拡大を引き続いて行う。

なお、現役員の2年間の活動経験から、次期総会で、会誌の編集・発行方針の改革の提案もあり得る。

5 会の活性化にむけて

1) 交流の場の活用

①総会・セミナー、研究会、読者会等の機会をとらえ、交流をはかる。

②「女性労働通信」は年4回発行し、女性労働問題に関する情報や会員の多様な専門性を生かした活動紹介など充実をはかる。

③メーリングリストなどを通じて、会員相互の情報・交流をすすめる。また、2020年7月作成の名簿を随時見直し充実させる。

④女性労働に関する関連団体との連携、会員個人が所属する会等との連携をはかる。

2) 情報の迅速な発信

- ①働く女性たちの労働権を守るための指標となる女性労働関連の情報発信等の充実に努力する。
- ②メーリングリストの整備と活用をすすめる。

3) 会員拡大

会の目的（ジェンダー平等、女性解放をめざし、女性労働問題、女性問題を科学的に解明する研究など）を多くの研究者や労働者に広め、会員増をすすめる。特に現役世代の会員増を追求する。

4) 財政について

会の活動の維持と発展及び役員の事務負担の軽減のために、引きつづき事務委託をすすめる。そのためには財政の安定的な確保は重要な課題である。今後は、情勢を的確にとらえた企画等を工夫し、研究会誌の広報・販路の拡大、セミナーの事業化などすすめる。また、必要に応じて、寄付など実施を検討する。

5) 役員選挙について

2021年度～2022年度の役員体制を確立するために、「役員選挙規定」に基づき役員選挙を実施する。

6) 他団体との連携

- ①日本学術会議社会政策関連学会協議会の2020年度の計画については、現時点では未定である。

6 名誉会員

女性労働問題研究会規約第7条に則し、創立初期からの会員で、会の発展に貢献のあった橋本宏子会員(91歳)を名誉会員とする。

7 2020年度役員及び会計監査(2020年9月～2021年8月)

1) 役員

代表：竹信三恵子

副代表(企画編集担当)：伊藤セツ、副代表(企画編集担当)補佐：池田資子

副代表(総務財政担当)：小島八重子、副代表(総務財政担当)補佐：佐久間由美子

企画編集委員：首藤若菜、鷺谷徹

スタッフ：小林三津子、鈴木敏子、本間重子、橋本宏子

総務財政委員：渡井裕子

スタッフ：佐伯芳子、本山文子、伍淑子

2) 会計監査：木村敦子 鬼丸朋子

3) その他 日本学術会議社会政策関連学会協議会 担当 金井郁

Ⅲ 2020年度一般会計予算(案)

2020年度 一般会計予算(案)			
			2020.6.1~2021.5.31
収入		(単位:円)	
項目	予算	2019年度決算	備考
会費	1,200,000	1,178,000	(8千x144)+(5千x32)×0.9
会誌販売代金	350,000	238,866	購読会員104+会誌販売60 @2200×164(購読者と販売数の増加を見込む)
事業費等	50,000	195,000	セミナー、読者会等
銀行利息	10	10	
寄付金	50,000	11,070	カンパ等
収入小計	1,650,010	1,622,946	
前年度繰越金	1,174,524	1,526,117	
合計	2,824,534	3,149,063	
支出		(単位:円)	
項目	予算	2019年度決算	
研究会誌費	920,000	915,000	すいれん舎、500部支払い、原稿料等
印刷費	30,000	20,508	会員名簿作成・総会資料(コピー・用紙、印刷代)
会議費	50,000	64,056	各委員会交通費・会場費
通信費	40,000	34,757	郵送料(総会返信用はがき)・宅急便代(業務委託分除く)
事務用品費	5,000	1,114	文房具用品
人件費	0	0	
編集委員会費	50,000	43,626	交通費、翻訳、事務、会場費
事務委託費	600,000	584,311	毎日学術フォーラム(12か月分)
サブ研究地域活動費	40,000	30,000	地域活動、サブ研等
ホームページ関連費	30,000	10,268	プロバイダー使用料/ドメイン料,ZOOM使用料
研究活動費	200,000	249,063	研究例会、読書会・セミナー等の費用(講師謝金・交通費・会場費等)
新体制準備会	0	6,368	交通費・会場費*新体制準備会は2019年8月終了
予備費	80,000	0	
雑費	15,000	15,468	SCJ社会政策関連学会協分担金
支出小計	2,060,000	1,974,539	
次年度繰越金	764,534	1,174,524	
合計	2,824,534	3,149,063	
2020年度 特別会計予算(案)			
			2020.6.1~2021.5.31
研究会誌特別会計		(単位:円)	
収入		支出	
前年度繰越金	2,296,911	次年度繰越金	2,296,911
利息	0		
合計	2,296,911	合計	2,296,911

【別紙1】『女性労働研究』在庫一覧表（2020年8月1日現在）

号	毎日学術保管	小島保管	号毎合計	号	毎日学術保管	小島保管	号毎合計
1	0	0	0	40	7	0	7
2	0	0	0	41	9	0	9
3	0	0	0	42	6	0	6
4	0	0	0	43	8	0	8
5	0	0	0	44	9	0	9
6	0	0	0	45	6	0	6
7	0	0	0	46	5	0	5
8	0	0	0	47	4	0	4
9	1	0	1	48	9	0	9
10	1	0	1	49	5	0	5
11	0	0	0	50	2	0	2
12	0	0	0	51	21	0	21
13	1	0	1	52	7	0	7
14	0	0	0	53	12	9	21
15	0	0	0	54	13	11	24
16	0	0	0	55	17	10	27
17	0	0	0	56	148	12	160
18	0	0	0	57	21	10	31
19	0	0	0	58	30	17	47
20	1	0	1	59	102	4	106
21	1	0	1	60	39	19	58
22	1	0	1	61	104	25	129
23	0	0	0	62	112	14	126
24	1	0	1	63	137	12	149
25	0	0	0	64	40	86	126
26	1	0	1	小計	873	229	1102
27	1	0	1	合計	889	229	1118
28	1	0	1				
29	1	0	1				
30	0	0	0				
31	1	0	1				
32	1	0	1				
33	1	0	1				
34	0	0	0				
35	0	0	0				
36	1	0	1				
37	0	0	0				
38	1	0	1				
39	0	0	0				
小計	16	0	16				

*毎日学術は、事務局委託先で保管分。小島は、総務財政担当宅で保管分。

【別紙2】

≪女性労働問題研究会規約≫

第1章 名称および事務局

第1条(名称) この会は、女性労働問題研究会 (Society for the Study of Working Women 略称=SSWW) という。

第2条(所在地) この会は、事務局を〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル株式会社毎日学術フォーラムにおく。Tel. 03-6267-4550

第2章 目的および活動

第3条(目的) この会は、ジェンダー平等、女性解放をめざし女性労働問題、女性問題を科学的に解明する研究を目的とする。

2. 研究においては、厳存する女性労働の実態に基づいた考察と研究、検証と会員相互の自由でリスペクトのある意見交換を基本とし、ジェンダーの視点と会員の多様性を尊重した活動により、生涯をとおしたエンパワーメントをめざす。

第4条(活動) この会は、次の活動を行なう。

- ① 女性労働セミナー、例会、読者会、サブ研究会などの開催
- ② 研究会誌(年1回)の発行
- ③ その他、目的達成に必要なこと

第3章 会員

第5条(入会) この会の目的に賛同し入会を希望する者は、会員1名の推薦をえて入会申込書を提出し、常任委員会の承認を受ける。

第6条(会員) 会員は、次の権利を有し、会の運営に協力する義務を負う。

- ① 会員は、例会等に出席し発言、報告、研究発表などを行うことができる。
- ② 会員は、「研究会誌」等に論文、評論などを発表することができる。
- ③ 会員は、会費を納入する義務があり、3年以上の未納者は脱会したものとする。

第7条(名誉会員等) この会に、名誉会員をおくことができる。

第4章 機関

第8条(機関の種類) この会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 常任委員会

第9条(総会) 総会は議決機関であり、次の機能を持つ。

- ① 活動方針の決定
- ② 予算および決算
- ③ 規約の改廃
- ④ 役員等の承認
- ⑤ その他重要事項

2. 総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

3. 議事は、出席会員の過半数の賛成により決議される。

第10条(常任委員会) 常任委員会は、執行機関として次の機能を持つ。

- ① 総会決議事項の推進

- ② 研究会誌の企画・発行
 - ③ 企画編集委員と総務財政委員の定数の決定
 - ④ その他必要事項の審議決定
2. 常任委員会は、代表、副代表、副代表補佐で構成する。
 3. 常任委員会は、拡大常任委員会（企画編集・総務財政委員を含む）を必要に応じて開催する。
 4. 常任委員会は、企画編集委員補助スタッフと総務財政委員補助スタッフを必要に応じて委嘱する。委嘱については、常任委員会が推薦し総会の承認を受ける。

第5章 役員

第11条(役員) この会に次の役員をおく。

- ① 代表1名
 - ② 副代表2名
 - ③ 副代表補佐2名
 - ④ 企画編集委員 若干名
 - ⑤ 総務財政委員 若干名
2. 役員は、役員選挙規定にもとづいて選出し総会の承認を受ける。
 3. 役員の任期は、2年1期とし再任を妨げない。ただし、連続3期以上の再選は認めない。
 4. この会は、会計監査を2名おく。常任委員会の推薦により総会の承認を受ける。

第12条(職務) 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 代表は研究会を代表し、活動を統轄する。
- ② 副代表及び副代表補佐は、企画編集担当と総務財政担当とする。
- ③ 企画編集委員は、必要な業務を行う。
- ④ 総務財政委員は、必要な業務を行う。

第6章 会計

第13条(財政) この会の運営は、会費、事業活動、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第14条(会費) 会費は、年間8000円とする。なお、非正規雇用者、学生は5000円とする。

第15条(会計年度) この会の会計年度は、6月1日から5月31日までとする。

(付則)

この規約は2019年度総会から施行する。ただし、役員選挙についてはこの限りではない。

- 1 1983年12月15日総会で決定
- 2 1990年12月15日総会で一部改正
- 3 1994年12月10日総会で一部改正
- 4 1995年12月16日総会で一部改正
- 5 1996年12月14日総会で一部改正
- 6 1998年12月12日総会で一部改正
- 7 2000年8月26日総会で一部改正
- 8 2005年9月10日総会で一部改正
- 9 2007年4月1日臨時総会で一部改正
- 10 2008年8月2日臨時総会で一部改正

- 11 2010年8月28日総会で一部改正
- 12 2013年8月4日総会で一部改正
- 13 2018年9月9日総会で一部改正
- 14 2019年3月21日臨時総会で一部改正

《役員選挙規定》

第1条 役員選挙等、会員の全員投票を行うための選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員は、常任委員会が会員5名を限度として委嘱する。

第2条 役員の変更、原則として毎年半数毎行う。

第3条 改選される役員は、常任委員会が推薦する役員候補者名簿によって、会員全員の信任投票により選出される。

第4条 信任は有効投票総数の過半数を要する。

第5条 この規定に疑義が生じた場合は、常任委員会にはかり検討する。

第6条 この規定の改廃は、常任委員会の議決を必要とする。

- 1 1995年12月16日「運営委員選挙規定」制定
- 2 2005年9月10日一部改正
- 3 2019年3月21日臨時総会で「役員選挙規定」に改定